

2005年JMRC中部ダートトライアル選手権規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という）は、2005年JMRC中部ダートトライアル選手権規定を以下のとおり制定する。

第1条 JMRC中部ダートトライアル選手権区分

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
（JAF中部ダートトライアル選手権とダブルタイトルとする）
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権
 - 1) JMRC中部ダートトライアル東海シリーズ
 - 2) JMRC中部ダートトライアル北陸シリーズ

第2条 競技会の格式

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
競技の格式は準国内格式とする。
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権
地方格式または準国内格式とする。

第3条 開催数

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
最大開催数を10開催とする。
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
最大開催数を8開催とする。

第4条 組織

JMRC中部に加盟のJAF公認・加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第5条 開催資格

1. JMRC中部ダートトライアル選手権
オーガナイザーはJAF規定に準ずる開催経験を十分につんでいること。
2. JMRC中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
オーガナイザーは、開催経験を十分につんでいること。

第6条 登録申請

登録申請は9月中旬のカレンダー調整会議にて行うものとする。

なお、開催予定はJ M R C 中部ダートトライアル部会に書面等で提出すること。
(8 月 1 5 日から受付)

第 7 条 開催日程

- 1 . J M R C 中部ダートトライアル選手権
2 0 0 5 年 1 月 1 日から 1 0 月 第 1 日 曜日 まで と する。
- 2 . J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権 (東海、北陸シリーズ)
2 0 0 5 年 1 月 1 日から 9 月 末 日 まで の 日 曜 日 と する。
- 3 . 基本日程は J M R C 中部ダートトライアル部会が定めるものとする。

第 8 条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則、申し合わせ事項を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第 9 条 参加車両

- 1 . J M R C 中部ダートトライアル選手権
2 0 0 5 年 日 本 ジ ム カ ー ナ / ダ ー ト ト ラ イ ア ル 選 手 権 規 定 (以 下 「 2 0 0 5 年 J A F 選 手 権 規 定 」 と い う) お よ び J M R C 中 部 共 通 規 則 に 準 じ た 車 両 と する。
- 2 . J M R C 中 部 ダ ー ト ト ラ イ ア ル ミ ド ル 選 手 権 (東 海 、 北 陸 シ リ ー ズ)
2 0 0 5 国 内 競 技 車 両 規 則 お よ び J M R C 中 部 共 通 規 則 に 準 じ た 車 両 と する。

第 1 0 条 部門およびクラス区分

- 1 . J M R C 中 部 共 通 規 則 に 準 じ た 部 門 お よ び ク ラ ス 区 分 と する。
- 2 . 参加車両は排気量別にクラス区分される。
なお、過給装置を有するエンジンは、すべての車両において、1.7 倍を乗じた気筒容積が排気量となる。また、ロータリーエンジンは 1.0 倍とする。

第 1 1 条 参加資格

- 1 . 2 0 0 5 年 J M R C 中 部 共 通 規 則 に 準 ず る。
- 2 . J M R C 中 部 に 加 盟 し て い る ク ラ ブ ・ 団 体 に 所 属 し て い る 参 加 者 は 、 J M R C 中 部 共 済 会 に 加 入 し て い る こ と 。
その他の参加者は、死亡時 1 0 0 0 万円以上の競技に有効な傷害保険に加入していること。

第 1 2 条 参加人数

1 5 0 名までとする。

第 1 3 条 参加制限

1. 1 つの競技会に同一運転者は、1 つのクラスしか参加できない。
2. J M R C 中部ダートトライアル選手権
全日本選手権シード選手（1 位のみ）の参加はできない。
3. J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
前年度の J M R C 中部ダートトライアル選手権における各クラスのシリーズ 3 位内に入賞した者は得点および賞典は与えられるがシリーズ順位から抹消される。

第 1 4 条 シリーズおよび競技の成立

1. J M R C 中部ダートトライアル選手権
2 0 0 5 年 J A F 選手権規定に準ずる。
2. J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
 - 1) シリーズの成立
各クラス 3 回以上の開催でシリーズ成立とする。
 - 2) 競技の成立
各部門・各クラスの成立は 2 台以上の参加受付で成立とする。

第 1 5 条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無くして開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の J M R C 中部選手権戦の登録申請を認めない場合がある。

第 1 6 条 得点基準

1. J M R C 中部選手権において、各選手権競技会の成立したクラスごとに、競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
得点	2 0	1 5	1 2	1 0	8	6	4	3	2	1

- 1) J M R C 中部ダートトライアル選手権
2 0 0 5 年 J A F 選手権規定に準ずる。
 - 2) J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）
開催戦数の 8 0 % の競技会を得点合計の対象とする。
2. J M R C 中部選手権は、同一選手権の同一クラスであれば異なる車両であ

っても得点を与えられるが、他の選手権との得点合計は出来ない。

3. 有効得点の集計において、複数の競技運転者が同一得点を得た場合、上位の得点回数が多い順とする。

なお、上位得点回数が同じ場合は有効外の上位得点が多い順とする。

第17条 J M R C 中部選手権順位の抹消

最終集計時に以下の該当者の得点は抹消され選手権順位を繰上げとする。

但し、その場合、得点の再集計は行わず順位のみを繰上げとする。

1. 当該シリーズの最終戦までに、J M R C 中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であることの証明が出来なかった者。
2. 13条3項に該当する者。

第18条 シリーズ表彰

1. J M R C 中部ダートトライアル選手権

J M R C 中部は、各クラス上位6名を成績優秀者としてその栄誉を称えモータースポーツDAYで表彰する。

但し、参加人数の少ないクラスは表彰者数を減ずる場合がある。

2. J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）

J M R C 中部は、各クラスのシリーズ1位の者を成績優秀者としてその栄誉を称え表彰する。

なお、シリーズ表彰式はJ M R C 中部ダートトライアル部会の承認のうえ、各シリーズで行う。

第19条 J M R C 全国オールスター、西日本フェスティバル出場権

1. J M R C 全国オールスター

- 1) J M R C 中部ダートトライアル選手権

各クラス上位3名

2. 西日本フェスティバル

- 1) J M R C 中部ダートトライアル選手権

各クラス4位から10位まで（予定）

- 2) J M R C 中部ダートトライアルミドル選手権（東海、北陸シリーズ）

各クラス1位から10位まで

なお、優先順位として上位者から出場権があるものとし、参加者の状況により調整する。

第20条 付則

1. J M R C 中部ダートトライアル選手権のレディースクラスを設けるのは主催者の任意とする。（J M R C 中部ダートトライアル選手権のみ適用）

但し、クラスの有無にかかわらず得点の集計は行い、上位者はモータース
スポーツDAYで表彰する。

2. 本選手権規定は2005年1月1日から施行する。
3. 本規定に疑義が生じた場合はJMR C中部ダートトライアル部会で審議し、
JMR C中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。

J A F 中部 地域 クラブ 協議 会
J M R C 中部 ダート トライアル 部 会